石巻市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表します。

平成26年12月3日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 伊藤啓二

1 監査対象部門 教育委員会

事務局並びに本庁管内における教育機関及び附属機関等

2 監査期間 平成26年10月9日から同年12月3日まで

3 監査対象範囲 平成26年度一般事務及び財務に関する事務の執行 (平成26年8月31日現在)

4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場

5 監 査 結 果 平成26年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において、別

紙のとおり指摘します。

なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

6 監査意見 結果報告に添える意見は、別紙のとおりです。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

四月亿是人	<u> </u>	しく安当性を欠く事項又は者しく小経済、非効率な事項										
対象部課	-F	不 適 正 事 項										
	項目	内 容										
学校教育課	支出事務	1 補助金交付事務について										
		小中学校児童生徒体育及び文化活動補助金は、教育活動										
		の一環として行われる各種大会等に参加する際の交通費										
		等の一部を補助するものであるが、「石巻地区大会」の										
		区分において、震災後、市外での開催となったことなどへ										
		柔軟に対応するため、補助対象者を市内中学校の全校、補										
		助率を交通費の75%として事務処理していた。										
		しかし、交付要綱では、補助対象者を「半島部にある										
		市立小中学校」とし、補助率は「交通費の50%」と規定										
		され、現在の交付要綱に何の規定もないまま、現実の運用										
		がなされており、極めて不適切な事務処理となっている。										
		実際の運用に合わせ、交付要綱の見直しを行うか、また										
		は特例要綱を新たに制定すべきである。										
		なお、改正や新規制定する場合、交付要綱の適用日に										
		ついても留意すること。										
石巻中央公	支出事務	1 不適正な支出について										
民館		平成25年6月1日に契約を締結した中央公民館ほか										
		3 施設管理業務委託契約に係る委託料について、税込単価										
		で契約しているにもかかわらず、税抜単価に割り戻し、										
		それに施設管理時間と消費税等相当額を乗じ毎月の支払										
		額を算出していたため、委託料を過大に支払していた。										
		これは、請求書の内容が適正であるかどうかの確認を										
		怠ったことが原因であるが、請求書を受理した際は、必ず										
		請求内容を確認し、適正な支出を行われたい。										
		(内容)										
		誤 @1,048/h×施設管理時間×1.08										
		正 @1,131/h×施設管理時間										
		過大支払額 4,097円(平成25年度過大支払額:3,243円)										
		题八天144娘 5,001 1 (下)以 20 十反 题八天144娘 1 0,240 门 /										

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課				7	不	適	正	事	I	頁			
	項	目				F	勺			容			
石巻中央公	財産	管 理	2	行政	財産目	目的夕	卜使用料	算定	誤り	につい	て		
民館	事務			行政	財産目	目的夕	卜使用語	中可事	務に:	おいて	、使用	料の算	草定を
			討	り、	次のと	こおり	過少に	二徴収	して	いた。			
			行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する										
			条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。										
			(内容)										
			石巻市教育委員会(石中公)指令第1号										
				誤徴」	仅額		782	円					
				正徴口	仅額		1, 472	円					
				過少額	數収額	頁	690	円					

監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

意見の内容

1 市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付事務について(教育総務課)

本市では、市立小中学校の統廃合等により遠距離通学となった児童生徒の通学を確保するため、本市によるスクールバス等の運行のほか、公共交通機関の利用や保護者による借上バスの運行等に対し交通費補助を行っている。このうち、交通費補助については、石巻市立小中学校遠距離通学費補助金交付要綱(以下「市要綱」という。)及び河北総合支所の所管区域に存する市立小学校児童遠距離通学費補助金交付要綱(以下「河北地区要綱」という。)により実施され、市要綱は合併前の旧石巻市と合併後に新たに対象地区に加わった地区(桃生町樫崎字山田地区)を対象とし、河北地区要綱は合併前の旧河北町のうち同要綱で定める地区を対象としている。これは、両要綱が、合併前の旧石巻市と旧河北町において実施されていたものがそのまま新市に引き継がれ、現在に至ってもそのまま別々のルールで運用されていることによるものと考えられる。

市要綱、河北地区要綱とも、遠距離通学となる児童生徒の通学を確保するという目的は同一であるが、補助金の交付決定から補助金の額の確定に至るまでの事務的な手続において次のとおり異なった方法で行われている。また、それぞれの要綱による補助金を重複して申請することも可能となる条項となっており要綱に不備が見受けられる。

合併後、間もなく10年を迎えようとしているところであるが、補助金の交付対象等 条件面について未だに異なっている現状は将来に向け統一する方向で検討されるととも に、実務面では補助金等の交付に関する規則に基づき適正な事務処理が図られるよう要 綱の見直しについて強く求めるものである。

(1) 補助金交付決定から額の確定までの手続について

市要綱による補助金の交付は事業実績を確認し額の確定が行われているが、河北地区 要綱による方法では実績の確認がなされていない。このため、概算で交付決定した補助 金の精算が行われないことになり考えられない事務処理である。

(2) 市要綱と河北地区要綱の重複適用について

市要綱、河北地区要綱とも対象地区を定める規定はあるものの、それぞれの要綱による補助金を重複して申請できるかのような要綱になっている。

本来であれば、要綱の統一が望ましいところではあるが、学校統廃合の経過等により 統一できない事情があるのであれば、それぞれの要綱の附則等において重複適用ができ ないことを明確に規定すべきである。

監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

意見の内容

2 学校徴収金等の取扱いに係る学校への指導について(学校教育課)

市立小中学校においては、給食費、教材費、修学旅行積立金等の学校徴収金やPTA会費等の団体費(以下「学校徴収金等」という。)についても事務の取扱いをしているところであるが、その性格上から、公金に比べ内部統制が機能していないと思われ、過去においても不適切な事務処理がなされたこともあった。このようなことを防ぐ意味から、教育委員会では、平成18年5月に石巻市立小中学校学校徴収金事務取扱規程(以下「規程」という。)を制定するとともに、常日頃から校長会等において学校徴収金等の適正かつ効率的な運用について指導し、事故の防止に取り組んできたところである。

事故防止のため、このような様々な啓発活動がなされてきたにもかかわらず、飯野川中学校の学校事務職員が平成25年度から26年度にかけて800万円を超える学校徴収金等を着服するという事件が発生してしまったことは極めて遺憾である。

今回のような事件は、事件を起こした者に係る個人的な問題だけではなく、組織内の管理体制に問題がある場合に発生するものであるが、飯野川中学校においては、次のとおり規程とは大きくかけ離れた事務処理がなされており、起こるべくして起こった事件であった。教育長にあてた学校長からの報告書を読んでみても、校長や教頭の職にある学校幹部の管理体制が全く機能していなかったことが読み取れる。

規程に照らし合わせながら、具体的に見てみると

1 規程に定める校長の職務等

- (1) 学校徴収金の責任者は校長であること。(第4条第1項)
- (2) 学校徴収金の事務を学校内で分担し、出納、物品の購入等の一連の事務が同一の職員によって行われないようにすること。(第4条第2項)
- (3) 学校徴収金の収入及び支出を決定すること。(第7条第3号)
- (4) 学校徴収金の収支状況及び金銭出納簿等を照合し、内容を確認すること。(第7条第6号)
- (5) 現金、預金通帳等は、必ず学校内の施錠可能な金庫等に保管すること。 (第10条第4号)
- (6) 会計年度終了後速やかに会計区分ごとに決算書を作成し、その結果を保護者に 報告し(第13条)、監査を受けること。(第15条第1項)
- (7) 定期的(8月、1月、3月)に会計検査を実施すること。(第14条第1項、 3項)

2 規程に定める教頭の職務等

(1) 教頭は学校徴収金事務を統括すること。(第4条第3項)

意見の内容

- (2) 学校徴収金の収支状況について、預金通帳と出納簿とを毎月照合し、内容を確認すること。(第8条第3号)
- (3) 学校徴収金の事務処理に当たり、関係教職員に必要な指示を行い、かつ関係教職員の監督を行うこと。(第8条第4号)

となっているにもかかわらず、

- 3 飯野川中学校における実際の事務処理は次のようであったと思われる。
 - (1) 金庫の鍵を未施錠の机の引き出しに保管
 - (2) 預金通帳と出納簿の毎月の照合がなされたとは思えない。
 - (3) 規程では校長が会計検査を実施しなければならないのに、定期的に検査していたとは思えない。
 - (4) 会計年度終了後の監査もおざなりになされていたと思われる。
 - (5) 校長や教頭が常日頃から学校徴収金等に係る事務を事務職員に任せきりにしてしまい、例えば事務職員から「学校徴収金等についての報告等が長期間なされない状態」でも、特段気にも留めなかったと思われる。

また、よく見てみると規程にも不備があり、改正する必要性があると思われる。

具体的には

- 1 収入伺書、支出伺書において、決裁権者が決裁した後でなければ、入金や支払をしてはならないことを本文に規定すべきである。
 - つまり、複数の職員によるチェック体制を義務化するべきである。
- 2 事故発生時の校長から教育委員会への報告義務の迅速化を図るべきである。校長による特別検査を実施する前に「事故の疑いあり」の段階で報告させるべきである。

以上のように、規程に多少問題はあるものの、規程に基づく事務や会計処理をきちんと行っていれば、本来不正行為など起こすことができないシステムになっているにもかかわらず、飯野川中学校のような事件が発生してしまったことからすると、教育委員会としての指導力が不足していたという責任も問われるのである。

ついては、規程の改正を行ったうえで、教育委員会として、規程による管理がなされているかについて、定期的に学校の事務処理を確認するなど学校徴収金等に対する教育委員会としてのかかわり方について見直しを行うとともに、これまで以上に学校に対する管理監督を強化し、事故の再発防止と信頼回復に向けた取組が求められていることを認識する必要性がある。

最後に、以上については、石巻市監査委員3人の一致した意見であることを申し添える。

監査結果報告に添える意見

組織及び運営の合理化に資するため、事務等の改善を検討されたい事項

意 見 の 内 容

3 会計管理者の各種団体監事等への就任について(生涯学習課)

本市では、市長ほかその他の職員が、本市が出えん又は出資している公益法人等の団体からの依頼を受け、その役員に就任することがあるが、役員のうち監事又は監査役(以下「監事等」という。)については、以前は主に収入役が就任していたところである。これは、収入役が、会計事務をつかさどっているという職務と議会の同意を得て選任された特別職であることが考慮され、最も適任であると判断されたことによるものと考えらえる。

その後、平成18年の地方自治法の改正により、トップマネジメント体制の見直しが図られ、助役、収入役制度は廃止され、会計事務は市長が職員のうちから会計管理者として命じた者がつかさどることに改められたところである。このため、地方自治法の改正後は、特別職である収入役に代わり、一般職である会計管理者が各種団体の監事等に引き続き就任している現状が見受けられる。

会計管理者は、地方公共団体の内部においては、以前の収入役と同様に自らの判断と 責任により会計事務を行う法律上の権限を有しており、その限度で会計管理者に対する 市長の指揮監督権は制約を受けるものであるが、団体内部においては、監事等としての 会計管理者と理事としての市長等とは一般職と特別職との関係となり、監事等としての 役割と責任を果たすことが可能であるかは甚だ疑問である。

また、以前の公益法人の監事は、無報酬でボランティアとして活動していることなどのため厳格な責任を負わせることに否定的であったこともあり、個人責任について特別の規定がなかったところであるが、近年の公益法人制度の見直しにより、監事を含めた役員の法的責任が明確に法律に規定され、役員がその任務を怠ったことにより生じる損害賠償責任を個人として負うことになるなどその責任が重くなっている。さらに、理事の行為の差止請求や監事の理事会への出席など監事に関する権利義務関係も法律により明確化され、状況は大きく変化していることから、会計管理者が各種団体の監事等に就任することは避けるべきであると考える。

会計管理者が各種団体の監事等として就任することは、個人として就任しているのであり、法的には何ら問題があるものではないが、前述のことを踏まえ、会計管理者が公益法人等の各種団体の監事等に就任することについては避けるよう見直しを強く望むものである。

なお、このことは生涯学習課だけの問題ではなく、全庁的に取組する必要性があることを認識されたい。